

(厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数の一部改正)

第二十条 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数(平成十八年厚生労働省告示第
二百六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表</p> <p>1 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき） 注（略） <u>1,025単位</u></p> <p>2 定期巡回サービス費（1回につき） 注（略） <u>386単位</u></p> <p>3 随時訪問サービス費(I)（1回につき） 注（略） <u>588単位</u></p> <p>4 随時訪問サービス費(II)（1回につき） 注（略） <u>792単位</u></p> <p>イ～ニ（略）</p>	<p>別表</p> <p>1 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき） 注（略） <u>1,013単位</u></p> <p>2 定期巡回サービス費（1回につき） 注（略） <u>379単位</u></p> <p>3 随時訪問サービス費(I)（1回につき） 注（略） <u>578単位</u></p> <p>4 随時訪問サービス費(II)（1回につき） 注（略） <u>778単位</u></p> <p>イ～ニ（略）</p>